

令和元年第4回(9月)川南町議会定例会会議録

令和元年9月12日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和元年9月12日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第48号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正の撤回について
- 日程第2 議案第42号 川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を
定めるについて
- 日程第3 議案第43号 川南町森林環境譲与税基金条例を定めるについて
- 日程第4 議案第44号 川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第45号 川南町税条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第46号 川南町消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の
整理について
- 日程第7 議案第47号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
- 日程第8 議案第49号 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に
関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第50号 川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第51号 川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第52号 川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図る
ための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第12 議案第53号 川南町漁村健康増進センター条例の廃止について
- 日程第13 議案第54号 川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第55号 工事請負契約締結について
- 日程第15 議案第56号 工事請負契約締結について
- 日程第16 議案第57号 財産の取得について
- 日程第17 議案第58号 財産の取得について
- 日程第18 議案第59号 令和元年度川南町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第60号 令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第61号 令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第62号 令和元年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第63号 令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第64号 令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第65号 平成30年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について
- 日程第25 認定第 1号 平成30年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第 2号 平成30年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第 3号 平成30年度川南町水道事業会計決算認定について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 竹本 修 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 中村 昭人 君	12番 福岡 仲次 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	岩切 拓也 君
総務課長	新倉 好雄 君	まちづくり課長	山本 博 君
産業推進課長	橋口 幹夫 君	農地課長	三好 益夫 君
建設課長	大山 幸男 君	環境水道課長	篠原 浩 君
町民健康課長	米田 政彦 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	三角 博志 君	税務課長	日高 裕嗣 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「議案第48号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の撤回の件について」を議題とします。

本件について、撤回理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。

議案第48号につきまして、その撤回理由を御説明申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、令和元年10月1日から施行されることに伴い、関係する政令や内閣府令の規定の整備が行われたことを受け、条例の一部を改正する提案でございました。

しかしながら、このたび、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令において、約80カ所の誤りがあったとの通知がありました。この誤り箇所につきましては、現在精査が行われているとのことで、9月中に官報で掲載する予定とのことです。

こうしたことを受け、議案第48号につきましては撤回し、内閣府令の改正が完了した後、改めて提案することにしたいと考えております。

議案第48号の撤回について許可していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、撤回理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第48号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の撤回の件については、許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、撤回を許可することに決定しました。

日程第2「議案第42号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めるについて」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第42号川南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を定めるについて。

この条例は、令和2年4月1日から施行される、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するため提案された条例ですが、この条例が定められることによって、新

たに採用される会計年度任用職員は、どういう影響が起こってくるのか、働く意欲が向上するのか伺います。

○総務課長（新倉 好雄君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

今回の条例制定につきましては、国の地方自治法、また地方公務員法の改正に伴いまして提案しているものでございますが、職員の皆さんの影響については、先般の働き方改革の一環の一つであります、具体的に言いますと、給与等の減額等の措置はございませんので、受ける側にとって悪い影響があるというふうには考えてないところでございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（竹本 修君） 議案第42号の川南町会計年度任用職員という改正でございますが、これらにつきましては、事務的には今までの雇用者に対するの整理というものはつくだろうというふうに認識するものでございます。

ここに掲げてありますフルタイムの会計年度任用職員と、それからパートタイム会計年度任用職員に二手に分かれることの整理等、それらによつての、会計年度ですから1年間の1年雇用を目的とした内容的になろうかというふうに思うんですが、採用に当たつての面接とか試験等のお考えはどういうふうになっていくかお伺いしたいと思ひます。

○総務課長（新倉 好雄君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

まず、条例のほうではフルタイム、あとパートタイムの制定をしておりますが、任用につきましては、現在、一般職非常勤の任用をしておりますが、基本的にはそれと同じ業務内容をお願いしようと思つておりますので、フルタイムの制定はありますが、全てパートタイムで、今と同じパートタイムで考えておるところでございます。

あと、採用方法についてでございますが、会計年度任用職員の採用については、地方公務員法によりまして、競争試験か、もしくは選考によるものというふうにされております。

現在、川南町のほうで検討して、採用方法については選考試験を考えているところでございます。

具体的には、ホームページやお知らせ等で広く公募を行ひまして、応募の書類、または面接の選考を行ひまして、採用を予定しております。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） 採用試験といいますか、そういった選考試験によりましての採用ということになりますと、ほかの自治体等はちょっとお聞きしたんですが、やっぱり時間的に重なりますよね。

ですから、自治体ごとの連絡等じゃないけど、いろんな形の採用の仕方というものを考えていかなければ、やはり統一じゃございませんけど、そういった認識のもとがあるんじゃないかということで、それから、もう一つお尋ねしたいんですが、1年間雇用されまして、次年度の雇用に対して、つまり1年間の会計年度採用職員ですから、1年間ということござ

いますが、次年度におきましての特約とかそういったものは考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○総務課長（新倉 好雄君） 竹本議員の御質問にお答えいたします。

会計年度任用職員ということでございますので、採用自体は単年度、会計年度になるところでございますが、職員等の待遇等につきましては、給与法制を参酌して今回別表をつけておりますが、任用職員の給料表を添付しております。

それに伴いまして、現在一般職非常勤と同じでございますが、2年目、3年目というふうに昇給していくことになると思います。

以上でございます。

○議員（竹本 修君） わかりました。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3「議案第43号川南町森林環境譲与税基金条例を定めるについて」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第43号川南町森林環境譲与税基金条例を定めるについてですが、この条例を定める目的は何か、基金として積み立てる額は予算で定めるとあるが幾らか、町民にとって必要な条例なのか伺います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質疑にお答えをいたしたいと思います。

森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました背景につきましては、適切な森林の管理を行いまして、自然環境を保全していくという観点で創設されたところでございます。

それで、金額についてでございますが、今年度は試算の段階でございますが、300万円程度来るといふふうに聞いておりますが、まだ額が確定はしておらないところでございます。

それで最後に、町民にとってよいものなのかということでございますが、森林管理につきましては、高齢化に伴いまして、そのまま放置されてある森林が多くあるのが現状でございます。

この制度では、まず町が4カ年にわたりまして、森林所有者に対しまして、今後の管理に対する意向を確認いたしまして、経営の管理をまず市町村が受託いたします。

そして、その中で林業経営に適した森林につきましては、意欲と能力のある林業経営者のほうに町から再委託をしまして、林業経営に適さない森林につきましては、環境譲与税の範

圏内におきまして、市町村が管理していくという制度でありますので、町民にとってはよい制度であるというふうに考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 最近、森林の盗伐というのが話題になっておりますが、そういうことが川南町で起こらないようにしていただきたいので、森林の管理という点についてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありますか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第43号であります。これは環境譲与税になつてゐるわけですが、譲与税ちゆうことは、誰かに譲与するわけですけど、森林管理するもんか。

多分これ、譲与するに当たっては譲与の基金とか積み立てるやっちゃけど、これを受給する根拠となる条例もつくっていかんならんと思ひけん、そういうふうにはならんのですか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 森林環境譲与税の譲与を受けるので、条例を定める必要があるのではないかという御質疑であったかと思ひますが、森林環境譲与税の法律によりますと、基金条例を市町村は設置し、譲与税を適切に管理し、森林整備に充てるということになっておりますので、別途条例を定める義務はないと考えております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 児玉議員、マイクの近くでやって。

○議員（児玉 助壽君） 今の何やったらそりゃ、この6条ちゆう意味で解釈すればいいわけですね。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 児玉議員の御質疑に再度お答えをいたします。

今、御質問があつたとおり、第6条に規定しております処分、法第34条に掲げる施策というふうに書いてありますが、この第34条に規定してあります市町村の、環境譲与税の使途が、市町村は譲与を受けた森林環境譲与税の総額を森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の使用の促進、その他の森林の整備の促進に全額使うということになっておりますので、条例は設けずに、この法律に基づいて、執行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となつてゐます議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第4「議案第44号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第44号川南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正ですが、本件は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が11月の5日から施行ということで、それに伴って変更するんだということなんですが、変更の内容を見ていきますと、いろいろあるんですけども、最終的には大きいのは旧氏、旧氏を加えるということになっているんですが、この旧氏ってのは通称我々がよく口にする旧姓ということによろしいんでしょうか。

それと、こういうふうになるということは、全国的に何か特別な時代背景か何かあるんでしょうかね。その辺、もしおわかりでしたら教えてください。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの川上議員の御質問にお答えします。

第1点目、旧姓かどうかということですが、御質問のとおり、旧氏は旧姓のことです。

あと、時代背景等何かありましたらということですが、こちらは、社会において旧姓を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるよとの類似の閣議決定等を踏まえて、住民基本台帳法施行令等の一部改正が行われたことに伴いまして、印鑑登録証明事務処理関係の処理要領を改めるよう通知があったもので、今回の改正に至ったものでございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） はい、わかりました。

提案説明の中で、政令施行日以降、住民へのサービスが可能となるよということで、このサービスってのがよく理解できないんですが、ただいま説明があったことなのか。具体的には、どういったサービスなのかということ、それから本町でもこういった相談があったかどうか、もしお分かりでしたら教えてください。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの川上議員の御質問にお答えします。

サービスというのは、まず印鑑をつくるには住民票に登録されている氏名を使わない、全部または一部、または通称でなければ印鑑をつくることはできません。

で、この法律の施行を受けまして、印鑑をつくりたいという方がいらっしゃった場合に、条例改正しておかないと、印鑑がつかれない、川南町の条例ではつかれない状態に今の現在ではなっていますので、そういう意味で、住民サービスに対応できるようにというふうな表現にしたところでございます。

あと、問い合わせにつきましては、今のところはございません。

ただ、町の広報誌等で、そういうサービスが受けられるようになりますということで、広報を開始しているところでございます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第5「議案第45号川南町税条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第6「議案第46号川南町消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整理について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7「議案第47号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8「議案第49号川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9「議案第50号川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第10「議案第51号川南町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11「議案第52号川南町成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に係る法律の施行に伴う関係条例の整理について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第53号川南町漁村健康増進センター案件（発言する者あり）

○議長（河野 浩一君） 違う。

○議員（児玉 助壽君） 議案第53号。

○議長（河野 浩一君） 違う、52号の話です、今は。

○議員（児玉 助壽君） ん。（発言する者あり）

○議長（河野 浩一君） 今、52号。

○議員（児玉 助壽君） どうも済みません。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第12「議案第53号川南町漁村健康増進センター条例の廃止について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第53号川南町漁村健康増進センター条例の廃止についてありますが、これについては、今、利用しとる人がおるわけですが、少年団が空手をしよる。これがなくなるちゅうこつは、非常にこの少年が、スポーツ少年団の人も困っちゃけんどもよ。町長の選挙公約らいろいろ政策的ならと見っと、スポーツ交流なんかちゅうそういうなん掲げとる割には、こんげなと廃止しよったら逆行するこっちゃろが。代替案等はあつとですか。

○総務課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

今回の体育館等の取り壊し等の提案につきましては、老朽化に伴いまして周辺住宅等への悪影響等を考えて取り壊すということで提案させていただいたんですが、跡地の利用等については、いろんな方面から検討はしないといけないと思っておりますが、現在のところは白紙の状態でございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 課長が言うとはわかちよるけんども、老朽したら。そしたら今、利用しとるもんが、今後の活動に支障が来すわけですが、そういう活動に支障を来さんための代替案ちゅうか、そういうとはあつとですか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

少年団が使っているのです、取り壊すと少年団が困るという御質問でありました。

当センターにつきましては、子ども会が年に一、二回、バスケが一、二回年間利用されておりました。少年団の空手のほうが週二、三回使用されておりましたが、フローリングのほうがささくれがよく発生しまして、けがをすることということで、代替の練習場が見つかるまでは使いたいということでありましたが、3月、4月で代替の練習場が見つかったということで、現在は使用をされていない状況でございます。

答弁は以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 代替のところは、保健センターを利用しようちゅうこっちゃけんど、この保健センターも今、ここん、公民館のほうが取り壊しになったら保健センターを使うことが多いなって思ったごつは、練習できんごととなつと思うっちゃけんどよ。そこ辺のところは考えとつとですか。

○総務課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

現在の利用者への皆様への説明等につきましては、ただいま担当課長のほうで答弁させていただいたわけでございますが、今、利用されている皆様、また団体におかれましては、周辺、また今、質問にございました町の施設等の利用をあっせんしたいと考えております。

あと、現地につきましては最初、回答させていただいたように、総合的に検討しないといけないと思っておりますので、跡地の利用については、現在のところ白紙でございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。（「どうぞ、どうぞ」と呼ぶ者あり）

○議員（米田 正直君） 議案第53号川南町漁村健康増進センター条例の廃止についてでございますが、最初、このセンターができた目的でございますが、漁業者等の健康増進及び広く町民の利用に供することにより、町民の融和、協調を図るため漁村センターを設置することにはなっておりますけれども、この条例を廃止したときに、先ほど同僚議員が質問ありましたけれども、代替施設、この条例にかわる代替施設。

また、この廃止するに当たって通浜の人たちの考え方、考えを聞いておられるのか。町財政を理由に町財政を理解され、また納得、了承されたのか、説明事由、そういったとちよっとお伺いしたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 米田議員の御質疑にお答えをいたします。

8月30日に漁業協同組合の2階会議室で説明会を行いました。

そのときに意見がありましたのが、スポーツの施設が欲しい、健康長寿を上げるためにスポーツ施設をつくってもらえないか、漁協にエレベーターがありませんので、車椅子の方は選挙ができない、集会所をつくってほしい等々の要望はありました。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 一応説明会はしたということでございますが、この取り壊しに

についての賛否ちゅうか、そういったことは具体的に出なかったでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 取り壊しにつきましては、現状を説明をいたしました。当センターが建設されまして39年が経過しております。

耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で47年となっております、まだ8年あるんですが、先ほど申しました床、それから、補足説明でも申しました壁の剥落等、こういったのがすごく進んでおりまして、もう取り壊すしかありませんというような説明をしましたら、皆様のほうから取り壊しに対する反対の意見はありませんでした。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） 議案第53号川南町漁村健康増進センター条例の廃止についてということでありますけども、聞いておりますと、スポーツ少年団が利用しているということでございます。

空手が利用しているということでありますけども、こういうふうなスポーツ少年団の利用について、取り壊しになったときの教育課担当あたりの対応はないのか、庁舎内のそういうことの横の連携はとれているのかどうか質問します。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 中津議員の御質疑にお答えをいたします。

少年団につきましては、先ほどの児玉議員の答弁の中で、3月、4月という曖昧な答弁をしたんですが、ことし2月から既にもう代替の施設を見つけられまして、そちらのほうで練習をされております。

その過程の中で、教育課と連携したかどうか、ちょっと私、4月に参りましたもので、そこで横の連携があったのかどうかは承知しておりませんので、また担当のほうに確認して回答したいと思います。

以上です。

○議員（中津 克司君） では、直接教育課にお伺いしますけれども、対応はしたのかしなかったのか伺います。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

担当レベルには話があったのかもしれませんが、私のほうにはちょっと話はなかったんですけれども、恐らく、活動する場所の選定につきましては、情報提供等を行っていると思っております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（荻原 敏朗君） 議案第53号についてお尋ねいたします。

老朽化して危険であり、近隣にも迷惑をかけるおそれがあるということで取り壊すという御説明で、現在、跡の利用について白紙ということなんですけど、地元との協議等もなされて要望等も上がっているようですが、早目に結論をどうするのか、結論を出さないと、かえ

ってまた近隣に迷惑かけることになるかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

跡地利用につきましては、現在は白紙でございますが、条例提出等を検討した段階で、通浜地区の中心的組織であります漁協さんのほうには、地元説明会後にちょっとお伺いいたしまして、今後、跡地利用を検討していくこととなりますので、いろんな御意見またお聞かせくださいということで、今回提案までには、跡地利用の提案はちょっと間に合わなかったわけですが、今、御質問にありましたように、有効的に使えるように総合的に判断していきたいと、早目に決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 取り壊されるということですので、お尻を切って、いつまでというような結論を出されることを求めたいと思っておりますけど、いつごろまでに結論を出される予定でしょうか。

○総務課長（新倉 好雄君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

跡地利用の決定の期限という御質問かと思うんですが、利用する内容等によりましては、いろんな財源、いろんな俗に補助事業でありますとか、箱物つくる場合は、そういったものも関係してきますし、払い下げ等になる可能性もありますし、ちょっと期限については、今日この場でいつまでというのは、なかなか御回答できかねるというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 運動公園のテニス場については、降って湧いたように急に出てきたようなこともあります。むしろ、こちらのほうが前々からわかっていたことで、早目に結論を出すべき案件のような気がするわけです。早目の結論をお願い、求めておきます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第13「議案第54号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第54号ですけど、これは7月20日ごろでしたかね、商工会から議員との懇談会をするっちゅこっで、案内が来て出席したところ、事前審査みたいなことをしたわけですが。

この代表取締役を見つと、宮崎吉敏さんつうと、これは商工会の会長じゃと思わってけんど、この人は車の販売をしとって、町が考えとるこのパーキングエリアのなんと、何か違うごちゃあるが、大丈夫かしらんちな思とっちゃけんど。

それと別に、この自己資金ですか、それについて町から補助してもらわんないかんとか何とか言いよつと。この自己資金の場合は、補助ちゅうこつならんと思つたけんじゃ、出資金ちゅう形なのは。これはあんまりえかなと思とっちゃけんど。なんでかっていうと県漁連が宮崎ん港んとこに漁連丸ち等の直営店を出したっちゃけんど、各漁協が出資金、出資したっちゃけんど。やっぱり、そういう仕事、素人集団が経営して、あんまり経営が思わしくねえして、何か違う会社に委託しとるような感じになつとっちゃけんどん、本当、これ、この商工会が運営すつとですか、これは。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 児玉議員の御質疑にお答えをいたします。

商工会が運営するののかという御質問でありましたが、まちづくり株式会社は、町が200万円、J A、商工会、漁協、観光協会がそれぞれ100万円出資して設立された、公共性の高い法人であります。

法人の監査役としましては、宮銀、高信の支店長にも地元の金融機関として協力をいただいております。これらの構成員が協力し合いまして適切に運営をしていくものと考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 車を扱うとやったらいいけんのん、車を売らんたる、あっこは。指定管理者に、どんげな何で選んだっちゃか知らんけんどんよ。指定管理者を選ぶとん、ここしか、この川南まちづくり株式会社ありきで選任しとるごつ見ゆつとやがよ。ほんじゃねかったら、議会のなんを呼びつけち、あっこで事前審査みたいなことはせんと思つとっちゃけんどんよ。ちょっといかなもんかしらんと思つてね、あげな何で議会を呼んで事前審査みたいなことをすつとは。（発言する者あり）

だど、この指定管理者すつとも、やっぱりこの入札みたいななんでちゅうか、そういうなんもていう、ほかに応募者がおらんかったとか伺います。（発言する者あり）

○産業推進課長（橋口 幹夫君） ほかに指名者がいなかったのか、入札はできなかったのかということですが、補足説明で申し上げましたとおり、指定管理者の選定に関する条例に基づきまして、町が出資する団体を推し、候補者として選定する場合は、公募によらず指定者として選定できるという規定に基づきまして、候補者として指定をしたところでございます。

以上です。（「公募したつとですか」と呼ぶ者あり）

○議員（児玉 助壽君） やっぱり公募して、なんも募つていろいろそういうなんを、ふさわしいなんを選んでせんかったら、もう商工会ありきでしよつたらよ、うまいといかんと思わっちゃけんど。商工会がえかれば、あのシャッター商店街ななつとらんはずじゃけんの

ん。

いろいろこげななんで知ってあっただよ、7億か9億か税金を投入すっちゃかい、やっぱりすんなすること、都農の道の駅かい負けんよな何にせんな、あの意味がねえっちゃがよ。果たしておれは大丈夫かなと思とったやがね、やっぱり。

以上です。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質疑にお答えいたしたいと思います。

実は私、まちづくり会社の取締役という形で、町のほうのやはり出資をしている関係で、私もその団体にはくみしています。

ただ、なぜ公募せずに町のほうも関与していくのかということ、この施設自体が、やはり基本的にもうけだけを考えた団体でない、この中にもありますとおり、地域の拠点の活性化を図るということで、もちろん国からも助成をいただいておりますので、そういう意味からもこの施設を成功に導きたい、当然でありますので、そういう形で、今、議員、商工会がという話をされましたけれども、出資されているそれぞれの団体が、ともに活性化する手だてをみんなで考えていくということで、取締役等でいろんな軌道修正されるわけでございますので、その分は御理解いただきたいというふうに思っております。

○議員（児玉 助壽君） 4問になるけど、（発言する者あり）ちょっと一こつ言います。まんまさんそのは、名がわかるとるけんどんよ。この経営がうまくいかんかったら、（発言する者あり）はい、わかりました。

経営がうまくいかんかったらよ、活性化せんわけじゃけんどん。ちゃんと経営——漁連もあるもそげなこつ言うてつくったけんどん、結局は……。

○議長（河野 浩一君） 次の方に移ります。

次の質疑ありませんか。

○議員（河野 禎明君） 児玉議員がさっき言われたのは、商工会で話、（「質疑、質疑」と呼ぶ者あり）質疑、質疑か。

児玉議員がさっき質問されたのを、内容がちょっと、商工会で話し合いがあったのは、商工会が今度、別にまちづくりの何か法人をつくりたいということで、この活性化拠点施設のあれと別物なんですけどね。（発言する者あり）ちょっと全然内容が違うと思います。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（福岡 仲次君） この指定管理者の件につきましては、まちづくり株式会社からの代表者としての候補者だと思うんですが、株式会社まちづくりの形成というのか、それは各種団体の長がなっていると。この長はそれぞれに任期があるんですが、その任期が切れたときにはこの指定管理者も交代するのかなどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 福岡議員の御質疑にお答えをいたします。

取締役の任期があるので、そのときは交代するのかなということではありますが、役員は商業登記をすることになっておりますので、役員が交代したときは登記変更ということになりま

す。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第14「議案第55号工事請負契約締結（運動公園テニス場施設改修工事）について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（荻原 敏朗君） 議案第55号について質問いたします。

この工事請負契約は6月補正予算での計上されたもので、1億257万円の予算であったと思います。説明によりますと、テニス場の人工芝化と照明のLED化というような説明であったかと思うんですけど、今回の請負契約はその両方を、人工芝化とLED化をするものなんでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 荻原議員の御質問にお答えいたします。

今回の契約につきましては、人工芝のほうの契約になります。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） それでは、照明施設については、別途また請負契約を結ばれるということなんですね。

○まちづくり課長（山本 博君） 再度、御質疑にお答えいたします。

照明につきましては、別途の契約となりますので、今後進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第15「議案第56号工事請負契約締結（地域活性化拠点施設整備に伴う川南PA改修工事）について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第56号工事請負契約締結についてであります。このPA改修工事の工事内容をちょっと教えていただきたいと思えます。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの中村議員の御質疑にお答えいたします。

今回の工事は、PAの中の駐車場が不足するというので、駐車場部分の拡幅と、拠点施設の建物と現在PA側とを結ぶ屋根の部分、通路が2カ所あるんですけど、その分が主な工事となります。

以上です。

○議員（中村 昭人君） わかりました。駐車場の整備ということなんですが、この工事で何台の駐車スペースが確保できるのかお伺いいたします。

○建設課長（大山 幸男君） 申しわけありません。詳細には、ちょっと手元に資料がないので、後ほど提出させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○議員（中村 昭人君） はい、よろしくお伺いいたします。

○議員（中津 克司君） この議案第56号について質問しますけれども、この件については1億2,000万円、多分予算化してあったというふうに思っておるのは、私の記憶ではですね。今の説明では、パーキングエリア内の駐車場、通路案件ですけども6,800万円。まだ今後、これに付随する工事が追加されてあるということですのでよろしいですね。

○建設課長（大山 幸男君） 済みません、ちょっと詳細に手元にないんですけども、外側の町道付け替え等も発注しておりますので、ちょっとその辺の金額を精査したいと思います。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は文教産業常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

まず、初めに各課から発言を求められておりますので、これを許可します。

○まちづくり課長（山本 博君） 先ほどの箕原議員の御質疑に補足追加をさせていただきたいと思えます。

運動公園建設場の工事につきまして、予算、人工芝の部分と照明の部分、2回に分けて予算を執行しますという回答をしました。

人工芝につきましては、議会の議決事項であります5,000万を超えていたということで、今回提案をさせていただいておりますが、この照明の部分につきましては、9月11日に契約を済んでおりまして、金額は3,812万4,000円でありました。5,000万以下であったということで、議会に提案せずに進めていきたいということでもあります。

以上でございます。

○建設課長（大山 幸男君） 先ほど、中村議員のほうから、駐車場の台数ということで御質問いただきましたけれども、上り車線が9台と、下り車線が14台、合計の23台がP A内の駐車場の増設になります。

この数字に関しては、基本設計に基づきNEXCOと協議を行い、決定した数字ということで、台数ということでもあります。

それと、工事関係なんですけれども、今回の川南活性化拠点施設整備に伴う川南P A改修工事、この部分が建設課が委託を受けている工事がこの発注で全て終了ということもございます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第16「議案第57号財産の取得（地域活性化拠点施設備品購入厨房機器・冷蔵機器等）について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（谷村 裕二君） 議案第57号財産の取得についてですが、厨房機器・冷蔵機器等になっておりますが、契約金が5,400万余りということで、具体的に、高価なものですが、具体的にはどういうものがあるんでしょうか。お尋ねします。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 谷村議員の御質疑にお答えをいたします。

議案書のほうには厨房機器・冷蔵機器等というふうに簡単に書いておりますが、厨房機器につきましては、シンクですとか、冷蔵庫ですとか、フライヤーですとか、そういったものになります。

冷蔵機につきましては、調理場のテストキッチンの冷蔵庫、そのほか商品を格納する冷蔵庫。厨房機器・冷蔵機器以外では、お土産物を展示しますショーウィンドー、棚、それから発券機等々百十数点になります。

また、詳細につきまして必要であれば、コピーして明細をお渡ししたいと考えております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第17「議案第58号財産の取得（消防団用積載車購入）について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第58号財産の取得、消防団用積載車購入ですが、こちらはどの部のを予定されているのか、配車はどの部を予定されているのでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 川上議員の御質疑にお答えいたします。

どの部かということですが、第6部と第7部であります。第6部は西別府、第7部は多賀のほうになります。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第18「議案第59号令和元年度川南町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第59号川南町一般会計補正予算（第3号）について、23、24ページの3款民生費プレミアム付き商品券事業費助成金2,300万円は、低所得者4,300人分と子育て支援分300人との説明ですが、どのように行うのか説明をお願いします。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

プレミアム商品券は、今、議員がおっしゃいましたように、低所得者の方と、ゼロ歳から2歳までの子供さんのいる家庭の世帯主のほうで購入することができるものでございます。

対象者が非常に絞られるということで、まずこちらのほうで対象となる方々、これを税務課のほうから協力をいただきまして、税務課のほうからあわせて対象者に通知をさせていた

できます。その対象の方が申請に来られますと、こちらのほうで申請手続きをしていただきまして、その申請に基づき、再度、その方が対象となる方かどうかの審査を行いまして決定をしましたら、その方に購入券というものを配布いたします。その購入券に基づいて購入していただくという流れになります。

購入券のほうは、4,000円単位で5,000円分の商品券がもらえるように、それが5セットが買えるようになっております。

今月中には通知のほうを行いまして、10月1日からは販売をしたいということで、今、ただいま準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） その通知というのは、もらえばすぐわかるようになっているのでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

内容は、できるだけわかりやすい形でお知らせをしたいというふうに思っております。また、わからない場合には、お電話等による問い合わせ等にも対応したいと思っております。専用の窓口を設けまして、窓口のほうでも御案内をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中津 克司君） 今、関連ですけれども、3款1項1目プレミアム商品券ですけれども、低所得者分として4,300人分と子育て分として300人分ということではよろしかったと思いますが、この算出基礎、税務課との打ち合わせがあろうかと思っておりますけれども、そこ辺の低所得者とは、子育て分に該当する人とはというような定義づけは、まだできてないということではよろしいですか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

どういう算出基礎で行ったかということですが、まず、低所得者につきましては、住民税非課税者ということになります。その住民税非課税の方であっても、住民税が課税されている方の扶養になっていれば対象にならないとか、あるいは住民税が課税されております青色申告、白色申告、こうしたものの専従者になっておったりすると、対象にならないというのがございます。

そうしたところが、住民税非課税者は七千数百人いるんですが、そのうち前回の臨時福祉給付金、この対象者になりました方が四千数百人ほどおりまして、そうしたことに基づきまして今回も試算をして、推定といたしますか、しておりまして、この4,300人ほどが対象になるのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

ゼロ歳から2歳につきましては、ことしの9月30日までに生まれた方が対象になりますので、まだ今の人数よりもう少しふえる可能性もございます。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第59号令和元年度川南町一般会計補正予算（第3号）ですが、4款衛生費1項保健衛生費、ページは26ページになります。

保健センター管理費ですね。保健センター改修設計委託料が57万6,000円出ておりますが、説明のほうでは、保健センターの機能訓練室と農村センターの学習室を社協の事務所と調理室とありますが、具体的にどういうふうに、まあ、調理室といたら、結構いろんな水回りなので大変な工事だと思うんですが、具体的にはどのあたりにつくられるのか、どこまでを計画されているのかをお聞きします。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

まず、保健センターにつきましては、機能訓練室という広い部屋がございます。東側の広い部屋でございます。こちらのほうに社会福祉協議会それから包括支援センターのほうに入っていたらこうということで、現在は照明だけは取りかえてあるんですが、これから引っ越しをするために配線等行って、その上に土足でもそのまま入れるような改修を行いまして、そこに引っ越しをして仕事、業務をしていただくというふうに考えております。

それから、改善センターのほうの学習室、これは今の南側から入ってすぐの部屋でございます。会議室がございます。学習室というのがありますが、調理室の隣になります。そこを調理場として今の配食サービス、給食サービスが行われているその調理場を、それができるような形で改修を考えております。保健所の許可が出るような改修、こうしたことを考えております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） それでは、保健センターの機能訓練室を使うということになりますと、健診のときの総合健診のときにあそこでいろんな検査をしますが、それを、まあ、農村センターというかその場所がどんなふうになるのかと、調理室を移転してということで、説明では4月から8月の間に完成をさせてということで、新たな総合福祉センターができるまでの何年間かを使われると思うんですね。でも、その工事期間と考え方として調理室をつくるということになると、やっぱりそれ相当の予算も要りますが、その期間に、どこかに民間に委託をするような考えはなかったのか、そんなのがあれば、もしされていればどれぐらいの、例えばお話をされて全く受け入れられなかったのかということをお伺いします。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えします。

町民健康課で実施しております総合健診につきましては、農村センター、農村環境改善センターの研修室のスペースを利用して今後実施する、社会福祉協議会が機能訓練室を利用している期間についてはその方向で考えております。

以上です。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

まず、その改修工事というのは、保健センターのほうも両方とも来年の4月から7月を考えているところでございます。来年度の当初予算には、その予算を計上させていただこうと思っております。そのための設計委託料でございます。

それから、社協等の引っ越し、これを8月ぐらいに予定をしております、したがって貸し出しができなくなるのは来年、令和2年の4月以降ということになります。

それで、その後、総合福祉センターが完成するまでの期間ということになりますが、今のところの目標を令和4年9月30日までというふうに考えているところでございます。

令和4年の10月1日から、総合福祉センターのほうが稼働できればということで、現在考えているところです。（「民間委託は」と呼ぶ者あり）

それから、給食サービスの民間委託につきましては、今回は検討をしておりません。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子君） 配食センター、配食については私もちょっといろいろと問題を提起させてもらうんですが、1食当たりが900円ぐらいつくという配食なんですね。で、利用者からは400円だったかな、いただいて、500円が町の負担の中でやって、1日60食で365日に近い形でやっていらっしゃるの、それを受けてくださる民間がないのかもしれませんが、例えばその工期の間だけでも、わざわざその改修をする費用というものがちょっと私もピンときませんが、そこあたりがうまく民間に、とりあえずその短期、3年なら3年、2年半ぐらい、何かできなかったのかなと、同じ金額だからかかるほど受ける。1食400円で受けてくださいと言ったら受けませんよ、どこも。でも、実際はそういう配食をされている、高齢者の方にそういうお弁当を配食されている事業者もあるわけです。

社協の場合は配送、配達をして確認をしてとか、いろんな附帯事業があるので、そういう事業をやってくださる方がいらっしゃらないということの確認で、多分できなかったみたいですが、短期的なものであれば、事業所として受けてくださるところがあったのではないかなと、ちょっと考えた次第です。わざわざ改修しなくてもですね。

それと、後の調理場の活用が、もし考えていらっしゃれば、例えば保健所の許可がとれるような施設をつくるのであれば、例えば中央自治公民館で何かそういう取り組みをしたいという団体がいらっしゃれば、その調理場の跡地の活用ができるようなものにするのか、そういうのも何か、折角施設をつくるわけなので、そういう活用も同時に考えていけているかなと思って。お願いします。

○副町長（押川 義光君） 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

私が総務課長をしておりました平成29年に、副町長とともに現在の配食サービスですね。あの分野の切り離しで、民間へこの部分が委託できないのかということで、社会福祉協議会にもちょっと申し入れを行いました。その中で、いろいろ計算なりそれなりに当たっていたんですが、民間で可能じゃないかという線で当たっていただきました。

ところが、一番ネックになりましたのが、やはり栄養士がいないと、栄養士を雇用するこ

とが問題だということでしたので、我々のほうで栄養士業務については、何らかの形で社会福祉協議会の職員が今おりますので、その中でできないのかという話もちよっと申し上げてみたところでございますが、最終的に、やはり現状の栄養士の雇用と将来的な他の民間での栄養士の雇用が、なかなか厳しいということ踏まえて、最終的に社会福祉協議会から要請書という形で、また存続という話が出てまいりまして、永続的にやるためには、やはり、今の現体制でないと厳しいという結論に達したところでございます。

内容の吟味につきましては、構想を打ち立てる前それから途中まで、そういう議論をしてきたところでございます。

以上です。

○福祉課長（三角 博志君） 使い終わった後の活用についての御質問もございました。現在のところは、もとに戻すというふうなことを基本に置いております。

しかしながら、実際に施設ができて、そして、その施設をいろいろ皆さん方に御認識いただく中で、いろんな活用のアイデアとか活用したいという御要望が上がってきました場合には、再度検討する必要があるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（米田 正直君） 議案第59号令和元年度川南町一般会計補正予算についてでございますが、29ページ、30ページですね。6款農林水産業費1項農業費の6目畜産業費ですが、口蹄疫埋却地整備工事ということで500万円計上されております。工事請負費ですね。

当初予算で埋却地優良農地化再生事業ということで、補助金で365万計上されております。この補助金というのは、大変申しわけないんですが、当初予算のことを聞いて質問させていただきたいんですけど、この埋却地優良農地化再生事業と、この口蹄疫埋却地整備工事に違いがあるのでしょうか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 当初予算の365万と、今回の500万工事請負費の違いについての御質疑であったかと思いますが、違いが当初で組んでおりますのが農地保有合理化事業を経て、共同埋却地となった農地を購入する者に対しまして、土壤改良等の支援を行うものでございます。7.3町掛ける1反当たり5,000円の補助金ということで、365万円の計上でございます。

したがいまして、今回の500万円は工事請負費でありますので、性格は違うものでございます。

以上です。

○議員（米田 正直君） はい、理解できました。

それで、この500万円でございますが、埋却地整備工事は今年度で、今回で終了するのか、また、今回何か所予定されているのかお伺いしたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 再度、御質疑にお答えをします。

今回、計上しておりますのは、大内原の1カ所だけでございます。

以上でございます。

今後の予定につきましては、ちょっと資料が手元にございませんで、また後ほど回答したいと思います。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗君） 議案第59号川南町一般会計補正予算について2点ほどお尋ねいたします。

まず、第2表、5ページの債務負担行為についてであります。これは老人ホーム福寿園の建てかえにかかわる補助金についてですけど、どうなるかわかりませんが、建てかえについては、極力、町内業者を利用していただくように指導というんですか、お願いをしていただけないものではないかという点が第1点ですね。

それと、次が8款3項5目都市公園費の工事請負費です。運動公園の砂置き場設置工事が上がっているかと思いますが、砂を何かに備えて、土とか砂を置かれるんだらうと思いますけど。

私の経験では、いろんなへこぼったところに土を入れたりとか、雨天の場合、水たまりのところ取り除いて、そこに入れかえるとかいうようなことをすることが想定されますけど、砂とか土がぬれていたらちょっと困るわけですね。

その辺、屋根等は今あるようにブロックで囲っただけでは、ちょっと物足りないと思うんですけど、屋根等をどうせつくるなら、ちゃんと使えるようにしてほしいものですが、どのようなものを考えてらっしゃるのでしょうか。

2点ほどお伺いします。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、町内の福寿園の新設工事につきましては、町内の業者のほうを使うことができないか、そういう指導ができないかということでございます。

当然、町としまして補助金を出すということであれば、町内業者のほうを使っただきたいということで、それを望んでおります。そうしたところの意思というものは、今回、いろいろ協議をさせていただく中で、こちらのほうも伝えているところでございます。

一方、県のほうも補助金を出すということから、県のほうは県のほうで、そうした県のルールに基づく入札のあり方についての指導を受けているというようなお話をいただいております。

実施主体につきましても、できれば、町内の業者の方に落札をしていただければという気持ちは十分にあるということでございます。しかしながら、実施主体としましては、さまざまそうしたルールに基づいて、入札は行わなければならないということでございます。

事業費も5億円を超えるということでございまして、県のほうからは、条件付きの一般競

争入札ということを言われていると聞いております。

したがいまして、事業費も大きいということで、特定建設業の許可を有する業者に限られるというようなことをごさいます。ですので、本町からその入札に参加できる業者は、非常に限られております。その本町の業者が落札をしていただければというふうには、望んでいるところをごさいます。

以上をごさいます。

○建設課長（大山 幸男君） ただいまの養原議員の御質疑にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、前日の雨とか通り雨等でグラウンドがぬかるんだときに、乾いた砂とか土とかを利用される方は要望されております。

今回、コンクリートを下に打ってブロックをつくんですけども、その上に頑丈なシートをかぶせるようなことで考えております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第59号令和元年度川南町一般会計補正予算（第3号）について伺います。

先ほど同僚議員が言われました、川南養護老人ホームの負担行為の補助金ですけど、以前、空調関係の施設整備したとき、町外の業者を使った経緯もあるわけですね。これ入札だからしょうがねえとしたらそれで終わりじゃけど、なるだけ町内の業者を使うように指導のほうよろしくをお願いします。

20ページの2款1項11目の自治振興費の川南別館建設に係る設計委託料840万9,000円ですが、去年の当初で593万2,000円計上されたやつですが、これが未執行になったままの、未執行額で不用額となつとるわけですが、黒字になったとか知らんけど、それは。

説明では1階建てでちゅうことで、平屋建てちゅうっこつてなつとりますけど、去年は、議会の議決の承認が得られず、未執行ちなつたわけですが。

去年のように未執行にならんように、予算を作成し計上して提案した以上は、未執行にならんようにしてもらいたい。

32ページの6款3項1目の水産業振興費、水産業人材投資事業補助金、聞いたことのねえやっちゃけんども、人材投資するちゅうが、この中身はどういうもんなんですか。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 水産業人材投資事業の中身についての御質疑でありました。

水産業人材投資事業を、宮崎県が6月補正予算で創設したことに伴いまして、今回予算計上したものでございまして、県のほうでは現状と課題ということで、沿岸漁業の担い手の減少が著しく、その確保は喫緊の課題であるという認識、そして、国の制度があるんですけど、親元就業や自営独立型就業が不十分ということで、今回、水産業人材投資事業というのが創設されました。

1人当たり100万円補助されるものでございまして、1回限り交付されるものでございます。今回、計上しましたのが、沿岸漁業者等の新規就業者のうち、自営独立就業をするもの、親元就業者に対して交付するものということで、昨年度、就業者が1名だったというふうに聞きましたので、一応、2人ということで今回200万円の計上をしたところでございます。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 今の話やったら、1人100万ちゅうことですか、1人。私のなんじゃ今度ないとっと、油研に行く者はおらんちゅう話やったけど、水産高校に行く人が1人おっちゃけんどもよ、わしゃそん人あたりの、やっぱりいろいろその人どんに支援するち意味ね。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 児玉議員の御質疑に再度お答えをいたします。

県立油津高等水産研修所の入所生に補助しますタイプのものとは別物で、今回は、先ほど申しましたとおり、沿岸漁業経営開始型というものでございます。

県立高等水産研修所入所生で、親元就業を理由に次世代人材投資事業の交付対象にならない方が対象になるものでございまして、こちらのほうは最大で137万5,000円交付されるものでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 以前は、30ページがあるけんども、この農業後継者支援給付金があるけんども、前は後継者にして、水産業しよる青年部にいろいろな研修費やら何やらを補助しよったちゃっけど、最近はそういうとも見らんけんども、どんどん担い手が少のうなっちゃったけんどもよ、そがとつが影響しとるわけじゃねえけんども、前はあっちこっち研修に行つて、いろいろ漁具の開発や何やしてきたっちゃけんども、今、そんげなことは国も県も助成せんけんどもよ、今んような漁獲量やらなんや、どんどん浜はすたつていきよつとは、やっぱりそういう研修やら、そういう助成も必要じゃねえですか。

○町長（日高 昭彦君） 今、議員が言われるちょうど最適なやつは、確かにないようでございますが、今後、やっぱり必要なものであれば、また相談をさせていただきたいと思えます。

○まちづくり課長（山本 博君） 児玉議員の御指摘にお答えいたします。今回、別館の設計委託料を改めて御提案させていただきました。昨年度は、いろいろ混乱をさせてしまひまして、大変申しわけありませんでした。今回、提案させていただいて、もし可決いただければ、予算のほうを適正に執行させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 「議案第59号、令和元年度川南町一般会計補正予算（第3号）」についてですが、6款1項5目、30ページですかね。負担金補助及び交付金の中の

レタスのラッピング機械導入補助金ということで、60万5,000円でしょうか、ありますが、これは3分の1をJA尾鈴に補助するものということになっておりますが、このレタスラッピング機械を導入することで人件費なり、業務の効率化を図るということだと思いますが、この機械装置のトータルの金額、このJA尾鈴が、例えばこれを国の補助金を活用して導入するに当たって、町が単費で補助をするというような形のものなのか、まずこの辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○産業推進課長（橋口 幹夫君） 中村議員の御質疑にお答えをいたします。ちょっと答弁が前後するかもしれませんが、ラッピングマシンの導入経費につきましては、予算額の60万5,000円の3倍、181万5,000円が総額でございます。それと、このラッピングマシンを導入する目的でございますが、現在、レタスの出荷につきましては、箱にレタスを詰めまして、出荷をしておるんですが、販売業者、スーパーとか量販店のほうからラッピングをして出荷をしたほうが、販売業者の手間が減りますので、販路が拡大しますよと。それによって販売量もふえますし、販売単価も上がりますよというようなことがありまして、レタス部会のほうから要望がありまして、今回、予算計上したものでございます。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（谷村 裕二君） 「議案第59号、令和元年度川南町一般会計補正予算（第3号）」であります。先ほど、蓑原議員も御質問されましたが、社会福祉法人長平会修繕の補助の件につきましては、勉強会のときに趣意書とか、過去の経緯等の勉強もさせていただきました。このときに、修繕の財務諸表関係等は町は確認されているのでしょうか。

○福祉課長（三角 博志君） ただいまの御質疑にお答えいたします。財務諸表についての確認をしているかということでございましたが、3年分の確認をさせていただいております。

以上でございます。

○議員（谷村 裕二君） また、できれば委員会等でも見させていただければと思います。以上です。

○議員（川上 昇君） 「議案第59号、令和元年度川南町一般会計補正予算（第3号）」、先ほど、同僚議員からも指摘があり、まちづくり課長が答弁をされた件ですが、2款1項11目自治振興費の840万9,000円の川南別館建設に係る設計と委託料の件なんです。先ほど、まちづくり課長も申されたように、昨年度、当初計画の後、面積が半分でした、ですとか、1階を2階に変えて、子供たちを受け入れる待機所をつくりますというような計画があつて、結果としては当初計画が未執行のままということでした。

今回、さらりと木造1階建てを計画しておりますというような説明でありますけども、子供たちを受け入れるという、その件もそうですが、地元の方々と当然打ち合わせをされたと思うんですが、どの程度、打ち合わせをして、ここに至ったのか、もしよろしかったらお聞かせ願いたい。よろしく申し上げます。

○まちづくり課長（山本 博君） 川上議員の御質疑にお答えいたします。今回、予算を上げるにあたりまして、自治公民館長を初め、旧館長、直接的なこのお2人と話をしながら、この自治公民館の中の役員さんにおろしていただいて、何回といたしますか、もう数はかなりの数の協議をして、逐次、連携をとりながら今回、予算を上げたところであります。

以上です。

○議員（川上 昇君） 十分協議をされたということなんでしょうが、先ほどちょっと私も言いましたけども、子供たち、放課後児童の、済いません、ちょっと正式な名前が出てこないんですが、その子供たちを受け入れるということがあるがばかりに、1階を2階建てに変えたいというようにいきさつがございました、昨年ね。その辺の子供たちの関係は、このたびは全くなしにして、いわゆる地域の公民館を、もっぱらそれに使用しますよという考えのもとでの設計なんでしょうか。

○まちづくり課長（山本 博君） 川上議員の御質疑に再度、お答えいたします。今回、やはり1階ということで、自治公民館の住民が使うということで提案をさせていただいておりますが、教育課のほうともいろいろ協議をしまして、もともと川南西地区の住民の方が雨漏り等でこの使用がなかなか大変だということがありましたので、まず自治公民館の使用をどうにかならないかということで、この自治公民館のみを建てかえをしようということで提案をさせていただいたところであります。教育課のことも十分協議をさせていただいております。

以上です。

○議員（川上 昇君） よもや本年度もということもないと思うんですが、じっくりすり合わせをして、計画されたことでしょうから、すんなりいくことを願いながら、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は各所管事項別に、それぞれの常任委員会に付託します。

日程第19「議案第60号、令和元年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第20「議案第61号、令和元年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は文教産業常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。10分間、休憩します。

午前11時03分休憩

.....

午前11時13分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第21「議案第62号令和元年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第22「議案第63号令和元年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第23「議案第64号令和元年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第24「議案第65号平成30年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第25「認定第1号平成30年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから本案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、本案件は、6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

日程第26「認定第2号平成30年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから本案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、本案件は、5名の委員で構成する特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

日程第27「認定第3号平成30年度川南町水道事業会計決算認定について」を議題とします。

これから本案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く5名の委員で構成する特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河野 浩一君） 異議なしと認めます。したがって、本案件については、5名の委員で構成する特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

各常任委員会は、一般会計決算審査特別委員会、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会について、それぞれ委員を選出してください。

しばらく休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

御報告します。一般会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から児玉助壽君、米田正直君、内藤逸子君、文教産業常任委員会から河野禎明君、中津克司君、徳弘美津子君、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から谷村裕二君、中村昭人君、文教産業常任委員会から竹本修君、川上昇君、福岡仲次君、以上、一般会計決算審査特別委員会委員に6名、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会委員に5名を選任することに決まりました。

それぞれの決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。
しばらく休憩します。

午前11時19分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

御報告します。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員長に児玉助壽君、同副委員長に中津克司君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。また、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会の委員長に竹本修君、同副委員長に谷村裕二君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。

なお、それぞれの決算審査特別委員会は、24日の会議において、審査結果を委員長から報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。 皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午前11時21分散会
